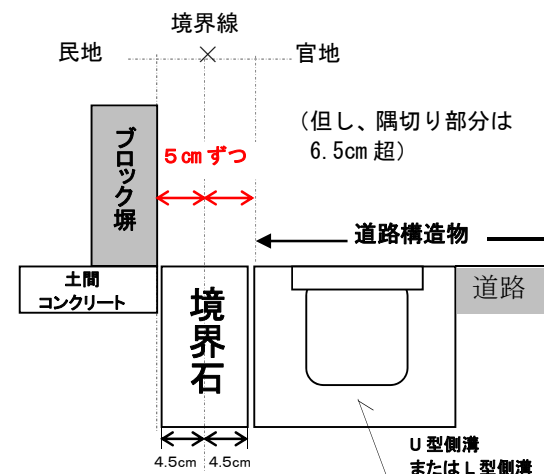


お知らせ

- **区画道路の車両の通行・駐車等についてお願い**
当組合では、皆様のご協力により道路築造が進んでおります。
一部の築造済み道路につきましては、一般車両も通行可能になっておりますので車両の通行に際しては、十分な注意をお願いいたします。
また、路上駐車につきましても通行時の支障となりますのでご協力をお願いいたします。
- **土地・建物の売買をするときは、ご相談を**
特別な制約はありませんが、今後、区画整理により減歩、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとするときは、さいたま市土地区画整理協会へご相談の上、行ってください。
- **仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について**
仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をして頂き、原則中2日後の発行となり、手数料は1件1通300円（税込）となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- **権利の届出をして下さい**（定款第88条、第89条）
土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届けが必要となります。
また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から代表者1名を選任して組合に届け出てください。
※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いします。

組合からのお願い

- ◆ **建築行為の許可申請手続きについて**
土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。
 - ・土地の形質の変更
 - ・建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
 - ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積**ご注意！** この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除去命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。
- ◆ **門・塀などをつくる時のご注意**
道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が、境界線より、**5センチメートル**民地側となるように設置してください。
このことは、さいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。
- ◆ **民地建柱について**
各家庭に電力等を供給するため必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。
今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先（組合事務局）
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会
〒337-0013 さいたま市見沼区新堤 272-1
<http://saitama-kukaku.jp/>

管理課 048-796-4170（資金管理・換地に関すること）
補償課 048-796-4171（建物補償に関すること）
工事課 048-796-4172（工事に関すること）



Saitama City 大和田

令和5年9月

まちづくりニュース

さいたま市大和田特定土地区画整理組合
理事長 細沼博孝

《ごあいさつ》

初秋の候、組合員の皆様におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。
令和4年度さいたま市大和田特定土地区画整理組合決算について、令和5年7月28日に開催された総代会において承認されましたことをご報告いたします。
令和4年度は道路築造工事及び雨水管築造工事、建物等移転補償、上水道管布設工事、調査設計業務等を進めてまいりました。
一日も早く新しいまちができるよう今後も努力してまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年度の事業概要について

令和4年度に実施した主な事業は下記のとおりです。

工 事

- ① **道路築造工事**
○仮換地指定を行った区域について道路築造工事を行いました。
- ② **雨水管築造工事**
○道路築造工事を行った区域について雨水管築造工事を行いました。

補 償

- ① **建物等移転補償**
○事業により移転が発生する建物等の補償を行いました。

建築物等移転	：12件（うち令和4年度繰越事業10件）
工作物等	：29件（うち令和4年度繰越事業23件）
家賃減収等補償	：1件
仮住居等補償	：7件

法2条2項事業

- ① **上水道工事負担金**
○道路築造済箇所の上水道管布設工事を行いました。

調査設計

- ① **道路詳細設計業務**
○区画道路等を築造するための詳細設計を行いました。
- ② **建物等調査積算業務委託**
○事業により移転が発生する建物等について調査を行いました。
- ③ **杭打測量・換地修正外業務委託（単価契約）**
○事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行いました。
- ④ **その他事業に必要な調査設計等**

令和4年度の会議等の記録

年	月	日	主 要 事 項
令和4年	5月		『まちづくりニュース』の発行
	6月	13日	『定期監査』（令和3年度）
	7月	1日	『令和4年度 第1回理事会』 ・令和4年度第1回総代会について
	7月	29日	『令和4年度 第1回総代会』 ・令和3年度さいたま市大和田特定土地区画整理組合の事業報告、収支決算 及び財産目録の承認を求めることについて
	9月		『まちづくりニュース』の発行
令和5年	9月	8日	『令和4年度 第2回理事会』 ・保留地の随意契約について
	2月	9日	『令和4年度 第3回理事会』 ・令和4年度第2回総代会について ・短期借入金の執行について ・随意契約の執行について
	2月	27日	『令和4年度 第2回総代会』 ・令和5年度さいたま市大和田特定土地区画整理組合の事業計画及び収支予算 について ・仮換地指定変更について ・さいたま都市計画事業大和田特定土地区画整理事業の事業計画書 (第6回変更) について

令和4年度収支決算

令和5年7月28日開催の総代会において、令和4年度収支決算が承認されました。
収入 1,949,154,516 円、支出 1,239,011,042 円で、令和5年度へ 710,143,474 円が繰り越されました。

【収入】	費目	金額（円）	備考
	国庫補助金	584,919,427	地活交付金
	さいたま市補助金	216,903,411	
	保留地処分金	559,889,190	
	諸収入	88,900	配当金、電柱等土地使用料
	繰越金	154,261,588	
	借入金	433,092,000	
	計	1,949,154,516	

【支出】	費目	金額（円）	備考
	工事費	510,253,098	道路築造工事、雨水管築造工事、電柱移設工事等
	補償費	564,898,595	建物等移転補償、工作物等移転補償等
	法2条2項事業費	76,541,720	上水道工事負担金
	調査設計費	64,458,117	事業用地草刈業務、道路詳細設計業務 建物等調査積算業務委託、 杭打測量・換地修正外業務委託等
	公債費	143,986	借入金利子
	事務費	22,715,526	協会業務委託、費用弁償等
	計	1,239,011,042	

令和4年度施工箇所図

